

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 8月31日

月 曜 日

第 3953 号

目 次

告 示

○指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施

1

告 示

富山県告示第355号

指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第18条の 2 第 1 項の規定により、同法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第18条第 4 項の構造計算適合性判定の一部を行わせるので、同法第77条の35の 8 第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成27年 8月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

- 名称 株式会社東京建築検査機構
- 住所 東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 4 号

2 業務区域

富山県全域

3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 4 号及び愛知県名古屋市中区錦三丁目 7 番 9 号

4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

- 建築基準法施行令第81条第 2 項第一号ロに定める構造計算を行う建築物
- 前号以外の建築物のうち、延べ面積が 2,000㎡を超える建築物又は高さが20

mを超える建築物

- (3) 前 2 号以外の建築物のうち当該建築物を業務範囲とする他の判定機関が建築基準法第77条の35の19又は指定構造計算適合性判定機関指定準則第 3 第 3 号の規定等により判定できない建築物
- (4) 一の申請又は通知において前各号に掲げる建築物と同時に申請又は通知される別棟の建築物

5 業務の開始の日

平成27年 8 月 18日

(建築住宅課)